

宅地擁壁製造工場認証実施細則

第1章 総則

(適用)

第1条 本細則は、公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会(以下「協会」という。)制定「宅地擁壁製造工場認証実施要領(以下「実施要領」という。)第15条の規定に基づき、宅地擁壁製造工場認証の実施細則を定める。

第2章 申請等

(申請書類)

第2条 実施要領第4条に規定する申請書類は、次に掲げる書類とする。

1. 宅地擁壁製造工場認証申請書(申請様式-1)
2. 宅地擁壁製造工場認証申請会社概要調書(申請様式-2)
3. 宅地擁壁製造工場工場調書(申請様式-3、4)
4. その他参考資料

(申請書類の確認)

第3条 協会事務局(以下「事務局」という。)は、実施要領第4条の規定により提出された申請書類について原則として申請書類総括表(別記様式-1)に基づいて確認を行う。

2. 事務局は、別紙-1に掲げる書類が不足している場合、及び各書類の記載内容が不相当であると判断される場合には、申請書類の受取を拒むことができる。ただし、書類の記載内容は、当該認定擁壁等の製造工場認証を行うに必要な程度の内容が具体的に記述されている場合は受け取るものとし、また、不相当である場合にあっても、受取後の認証業務に支障をきたさない程度の場合にあつては、措置を明確にした上で受け取ることができるものとする。

第3章 工場認証実施計画

(工場認証実施計画)

第4条 協会は、申請書類に基づき工場認証実施計画原案を作成し、実施要領第3条に規定する宅地擁壁製造工場評定委員会(以下「工場評定委員会」)に諮るものとする。

(工場調査委員の委嘱)

第5条 実施要領第6条に規定する工場調査委員の委嘱は、工場調査委員委嘱状(別記様式-2)により行う。

2. 事務局は、1項の委嘱を行うにあたり、工場調査委員事前承認依頼書（別記様式－3）及び工場調査委員事前承諾書（別記様式－4）により委嘱を行おうとする者の承認を得なければならない。
3. 協会会長は、地方公共団体において工場調査委員を委嘱する場合は、宅地造成等規制法に関する事務を所掌している者の中から選出する。

（工場調査補助員の指名）

第6条 実施要領第6条に規定する工場調査補助員の指名の通知は、工場調査補助員指名通知書※代表者宛（別記様式－5）及び工場調査補助員指名通知書※本人宛（別記様式－6）により行う。

（連絡調整会議）

- 第7条 実施要領第7条に規定する連絡調整会議において、確認を行う工場実地調査に関する必要事項については、宅地擁壁の特性に応じて定める。
2. 連絡調整会議の開催通知は、連絡調整会議開催通知書※工場調査委員宛（別記様式－7）及び連絡調整会議開催通知書※工場調査補助員宛（別記様式－8）により行う。

第4章 工場実地調査

（工場実地調査の通知）

- 第8条 実施要領第8条2項に規定する通知は、工場実地調査実施通知書※代表者宛（別記様式－9）及び工場実地調査実施通知書※工場責任者宛（別記様式－10）により行う。
2. 工場調査委員に対する調査依頼及び工場調査補助員に対する派遣依頼は、工場実地調査依頼書（別記様式－11）及び工場調査補助員派遣依頼書（別記様式－12）により行う。
 3. 事務局及び工場調査補助員は工場実地調査実施日について、申請者と調整する。

（工場実地調査報告書）

第9条 実施要領第8条3項に規定する報告は、工場実地調査報告書（別記様式－13）により行う。

第5章 認証結果

（製造工場認証報告書）

第10条 実施要領第9条3項に規定する報告は、工場認証結果報告書（別記様式－14）により行う。

（認証結果の通知）

第11条 実施要領第10条に規定する認証結果の通知は、工場評定結果通知書（別記様式－15）

により行う。

(認証証明書)

第 12 条 実施要領第 10 条に規定する認証証明書は、別記様式-16 の通りとする。

(関係機関への報告)

第 13 条 実施要領第 11 条に規定する関係機関への報告は、宅地擁壁製造工場評定結果報告書(別記様式-17) の通りとする。

2. 関係機関への評定結果の報告は、当該評定を行った工場評定委員会の開催日以後 10 日以内に行う。

第 6 章 認証証明書の交付を受けた者の責務

(製造実績の報告)

第 14 条 実施要領第 13 条 1 項に規定する製造実績等に関する報告は、宅地擁壁製造状況報告書(別記様式-18) 及び認定擁壁製造状況一覧表(別記様式-19) により行う。

(申請書類の変更届)

第 15 条 実施要領第 13 条 2 項に規定する変更に関する届出は、工場認証申請書添付書類記載事項変更届(別記様式-20) により行う。

2. 届出を必要とする変更事項は別表-1 に定める。

(宅地擁壁製造工場認証返上に関する届出)

第 16 条 実施要領第 14 条 1 項に規定する製造工場認証返上に関する届出は、宅地擁壁製造工場認証返上届(別記様式-21) により行う。

第 7 章 その他

(改正・廃止)

第 17 条 本細則に定めのない事項については工場評定委員会において定める。また、本細則の改正・廃止は工場評定委員会において行う。

2. 本細則を改正・廃止した場合には、関係機関に報告する。

制 定 平成 12 年 12 月 25 日

改 正 平成 25 年 4 月 1 日

改 正 平成 28 年 4 月 1 日

別表－1 届出を要する変更事項一覧表

| No. | 変更事項 | 添付資料 | 備考 |
|-----|-------------------------|--|--|
| 1 | 会社名の変更 (企業形態の変更を含む) | ①社名変更に伴う登記簿 謄本又はこれに準じる証 明書 ②証明書 | |
| 2 | 会社住所の変更 | ①会社所在地を管轄する官 公庁(市役所等)の発行す る証明書 | 市町村の合併、行政区画の整 理による変更 |
| 3 | 工場名の変更 | ①認証証明書 | |
| 4 | 工場所在地の変更 (工場移転は含まない) | ①工場所在地を管轄する官 公庁(市役所等)の発行す る証明書 | 市町村の合併、行政区画の整 理による変更 |
| 5 | 責任技術者の変更 | ①宅地擁壁製造工場調書 (2) (申請書式－4) | |
| 6 | 主要製造設備の変更 | ①生産設備概要表 (申請様式－4－7) | 次の設備を変更した場合 ・ 材料計量装置 ・ ミキサ ・ 養生設備 ・ クレーン |
| 7 | 表示の変更 | ①表示 (申請様式－4－5) | |